

令和6年度
から

65歳以上の方の 介護保険料が変わります



65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき見直しを行っています。令和6年度から3年間の介護保険事業計画では、介護保険料について以下のとおり改定します。

令和6年度から8年度の介護保険料

65歳以上の皆さんにご負担いただく介護保険料は、今後3年間で見込まれる介護サービス費用を基に算出した額から、基金の取り崩しによる調整を行い、これまでの保険料額より引き下げた設定としました。

令和3年度からの変更点

- ・「所得段階」と「対象となる方」の要件を国の基準に変更しました。
- ・所得段階の第9段階から13段階の基準額に対する乗率を町独自の設定を行い、保険料の上昇幅を抑えました。

区分	所得段階	対象となる方	基準額に対する乗率	保険料(年額)
住民税非課税世帯	第1段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方、または老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	0.285	16,750円
	第2段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.485	28,510円
	第3段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.685	40,270円
住民税課税世帯 で本人非課税	第4段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.9	52,920円
	第5段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.0 (基準額)	58,800円
住民税本人課税	第6段階	本人の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	70,560円
	第7段階	本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	76,440円
	第8段階	本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.4	82,320円
	第9段階	本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.5	88,200円
	第10段階	本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.6	94,080円
	第11段階	本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	1.7	99,960円
	第12段階	本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	1.9	111,720円
第13段階	本人の合計所得金額が720万円以上	2.1	123,480円	

※第1段階から第5段階までの「合計所得金額」は、年金収入に係る所得を除いたものです。

保険料改定に伴い

1回の年金から引かれる介護保険料額に 生じる差を小さくする『平準化』を行います

平 準 化 と は

介護保険料の一般的な納付方法は、受給されている年金から、年度の前半（4月、6月、8月）を**仮徴収**、後半（10月、12月、2月）を**本徴収**として天引きされます。

介護保険料は昨年の所得により決定され、7月以降に確定します。仮徴収（4月、6月、8月）で天引きされる額は、前年度の2月に納付した額と同額とし、本徴収（10月、12月、2月）は、確定した年額から暫定により仮徴収で納めていただいた額を差し引いた額を3回に分けて納付していただくこととなります。

各年金月に天引きされる額ができるだけ均等になるよう、この仮徴収と本徴収、および翌年度との差を小さくするために行う補正が「平準化」です。

||||||| 年金天引き及び平準化のイメージ |||||

例) 介護保険料が58,800円（第5段階）の場合

(1) 「平準化」を実施しない場合

前年度【R5】	本年度【R6】						翌年度【R7】 ()内は保険料段階 変更なしの場合
	仮徴収(当該年度の保険料未定)			本徴収(当該年度の保険料決定)			
本徴収	4月			10月			4月
2月	6月	8月	12月	2月			
例) 5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	14,600円	14,600円	14,600円	14,600円 (6月・8月は) 14,600円

仮徴収合計 15,000円 本徴収合計 43,800円 仮徴収と本徴収の差額 → **28,800円**

(2) 「平準化」を実施した場合

前年度【R5】	本年度【R6】						翌年度【R7】 ()内は保険料段階 変更なしの場合
	仮徴収(当該年度の保険料未定)			本徴収(当該年度の保険料決定)			
本徴収	4月			10月			4月
2月	6月	8月	12月	2月			
例) 5,000円	5,000円	12,200円	12,200円	9,800円	9,800円	9,800円	9,800円 (以降6月～2月も) 9,800円

仮徴収合計 29,400円 本徴収合計 29,400円 仮徴収と本徴収の差額 → **0円**

◎問い合わせ先 【保険料改定について】 福祉健康課保険係 ☎82-3111 (内線134) 直通75-6205
【平準化について】 総務課税務係 ☎82-3111 (内線143) 直通75-6206